

日ニュージーランド首脳共同声明

2024年6月19日

二国間協力

1. 岸田文雄内閣総理大臣とクリストファー・ラクソン首相は、2024年6月19日、東京で生産的かつ有意義な会談を行った。岸田総理大臣は、ラクソン首相の就任後初の日本訪問を歓迎した。

2. 日本とニュージーランドの「戦略的協力パートナーシップ」の構築から10年以上が経過し、両国間の協力の地平はかつてないほど広がっている。両首脳は、緊密で強固な二国間関係を強調し、地域的・国際的な平和と繁栄に共に貢献するため、民主主義、法の支配、人権、人間の尊厳及びジェンダー平等への支持といった、共通の価値と共有された利益を基礎とする「戦略的協力パートナーシップ」に更なる弾みをつけるとの大望を表明した。

安全保障・防衛協力

3. 両首脳は、日本の国家安全保障戦略（2022年12月発表）とニュージーランドの初の国家安全保障戦略2023-2028年を認識し、インド太平洋地域における厳しさを増す戦略環境についての認識を共有し、戦略的協力パートナーシップの下、両国の協力関係を更に強化することで一致した。

4. 両首脳は、日本とニュージーランドとの間の安全保障関係の強化を歓迎し、協力と交流の更なる深化に向けた共通のコミットメントを確認した。両首脳は、秘密情報を共有するための枠組みを提供する情報保護協定の実質合意を歓迎した。両首脳は、海洋安全保障分野を含む二国間及び複数国間の活動や演習における更なる協力を行い、あり得べき物品役務相互提供協定（ACSA）に関する議論を加速させることで一致した。

経済協力

5. 過去50年にわたり、日本とニュージーランドは、自然な補完性及び強固なビジネス関係に基づき、特に持続可能な農業及び食料システムに関して、強力な経済的パートナーシップを築いてきた。両首脳は、10年前に初めて発表された食料及び農業におけるパートナーシップの強化の重要性を再確認した。

6. 両首脳は、地熱及びグリーン水素を含む再生エネルギー等の経済分野における協力強化にコミットした。両首脳は、気候変動対策の研究開発、商業化及び普及に関する民間セクターの協働及び投資に資するビジネス環境を促進するとの大望を共有した。

7. 両首脳は、今年度の減災、災害対応及び復興に焦点を当てた二国間共同研究プログラムの開始を歓迎した。両首脳はまた、主に東南アジアのパートナーと協力するe-ASIA共同研究プログラムに日本とニュージーランドが共に参加していることを認めた。両首脳は、SICORPプログラムの今後の展開も含め、科学、イノベーション及び技術に関する協力を継続することで一致した。

8. 両首脳はまた、衛星の打上げに関する連携を含む、宇宙産業におけるつながりの拡大を歓迎した。

人的交流

9. 両首脳は、日本とニュージーランドの関係を将来担う人材を育成する上で、人的交流が果たす役割を認めた。この観点から、両首脳はJETプログラムを含む両国間の交流プログラムの重要性を認識した。また、過去50年にわたり、地方自治体間の44の姉妹都市提携が二国間関係の強化に果たしてきた重要な役割も認識した。これは、ニュージーランドの各都市が海外の都市との間で有している姉妹都市の数としては最多である。

地域協力

10. 日本とニュージーランド、そして地域内外の志を同じくするパートナーが共有する基本的価値や原則に対する挑戦が高まる中、両首脳は、この地域が包摂的で安定し繁栄し、外国からの干渉や威圧がないことを保ち、国の大小や力にかかわらず、全ての国の権利、自由及び主権が守られるよう、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋実現への共通のコミットメントを改めて表明した。両首脳は、法の支配及び、特に武力による威嚇の禁止といった国連憲章の諸原則を含む国際法に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持することの重要性を強調した。また、両首脳は、世界のいかなる場所におけるものであれ、力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みに強く反対することを表明した。

1 1. 両首脳は、太平洋島嶼国地域の平和、繁栄、安定及び一体性を力強く支持し、既存の地域的なアーキテクチャや組織を強化するとの日本及びニュージーランドのコミットメントを新たにした。両首脳はまた、2023年2月の「太平洋島嶼国地域における協力に関する日・ニュージーランド外相共同宣言」及び2023年6月の「太平洋島嶼国地域における防衛協力に関する意図表明」のビジョンを太平洋の優先事項の推進に向けて更に強固なものとすることにコミットした。両首脳は、太平洋・島サミット（PALM）プロセスを通じたものも含め、太平洋諸島フォーラムの「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」に示されたビジョンに向けた進展を支えるための両国間の緊密な協力を歓迎し、再確認した。両首脳は、地域の優先事項に基づく目標を共有する全てのパートナーとの協力を歓迎した。

1 2. 両首脳は、国連海洋法条約（UNCLOS）に反映されている国際法に従った、航行及び上空飛行の自由並びに、その他の適法的な海洋の利用を再確認した。両首脳は、武力による威嚇又は武力の行使に訴えることなく、国際法に従い平和的手段によって紛争を解決することの重要性を改めて強調した。

1 3. 両首脳は、南シナ海における最近の情勢や、係争地形の継続的な軍事化、海上及び空中における危険でプロフェッショナルでない行動、海上保安機関及び海上民兵によるその他の危険で威圧的な行動を含む、不安定化をもたらす行動の激化について重大な懸念を表明した。両首脳は、緊張を高め、地域の安定と法の支配に基づく国際秩序を損なう可能性のあるいかなる一方的な行動にも反対し、全ての国が国際法を遵守する義務を強調し、海域に関する全ての主張はUNCLOSの関連規定に合致していなければならないことを改めて表明した。さらに、両首脳は国際法に従った紛争の平和的解決の重要性を強調した。両首脳は、2016年の南シナ海に関する仲裁判断が最終的かつ紛争当事国を法的に拘束するものであることを改めて表明し、中国に対し、同判断を遵守するよう求めた。

1 4. 両首脳は、東シナ海の状況に深刻な懸念を表明した。両首脳は、引き続き緊密に意思疎通を行う意図を共有し、力又は威圧により現状を変更し地域における緊張を高めようとする、いかなる一方的な行為への強い反対を表明した。

15. 両首脳は台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて表明し、兩岸問題の平和的解決を促した。

16. 両首脳は、北朝鮮による核兵器及び弾道ミサイルの開発を強く非難した。両首脳は、北朝鮮に対し、挑発的な行動を停止し、関連する国連安保理決議の下での全ての義務を完全に遵守するよう強く求めた。両首脳はまた、関連する国連安保理決議に従った、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄の実現に対するコミットメントを改めて表明し、北朝鮮に対し、具体的な行動をとるよう求めた。また、不法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の資金源となっている北朝鮮の悪意あるサイバー活動を非難した。両首脳はまた、国連安保理決議に違反する北朝鮮製弾道ミサイルの北朝鮮による輸出及びロシアによる調達や、ロシアによるこれらのミサイルのウクライナに対する使用を含め、拡大する北朝鮮とロシアの間の軍事協力を可能な限り最も強い言葉で非難した。

17. 両首脳は北朝鮮に関する専門家パネルのマンデートを更新する国連安保理決議二対する最近の拒否権行使を非難し、「瀬取り」を始めとする北朝鮮による制裁回避手法への対処を含め、国連安保理決議の完全な履行と執行に向けたコミットメントを再確認し、この目標のための更なる国際的な協力の重要性を共有した。岸田総理大臣は、最近のニュージーランド空軍のP-8Aポセイドンの日本への派遣を含む、北朝鮮の不法な海上活動への警戒監視活動に対するニュージーランドの継続的な関与、さらに、海軍のアセットを初めて派遣することを含めて同国が今年更なる派遣を意図していると表明したことを歓迎した。ラクソン首相は、拉致問題を即時に解決するための日本の取組に理解及び強い支持を表明した。

18. 両首脳は、自由で開かれた、包摂的で、安定し、繁栄したインド太平洋を実現するため、ASEANとのパートナーシップ強化の重要性を再確認した。両首脳は、ASEAN一体性・中心性を強く支持し、法の支配、開放性、自由、透明性及び包摂性といった原則を堅持する「インド太平洋に関するASEAN・アウトルック(AOIP)」を全面的に支持することを改めて表明した。

19. 両首脳は、インド太平洋の平和と安定を維持するため、オーストラリアや韓国を含むパートナー諸国との緊密な意思疎通の重要性を強調し

た。この観点から、両首脳は、「インド太平洋4か国（日NZ豪韓）」の枠組みの下で協力を進展させるために協力する機会を歓迎した。

グローバルな協力

20. 両首脳は、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」における日本とニュージーランドの強固な協力関係に留意した。両首脳は、CPTPP参加国のコンセンサスに基づき、CPTPPのハイスタンダードを完全に満たし、実施し及び遵守することが可能であり、貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきているエコノミーを加える、CPTPPの将来の拡大を歓迎した。両首脳は、また、本協定が両国経済に利益をもたらし、地域及び世界の安定と繁栄にも貢献することを確認し、CPTPPのハイスタンダードを維持するために他のCPTPP参加国と協力することの重要性を強調した。両首脳は、CPTPPの戦略的意義を認識し、経済的威圧や不公正な貿易慣行に対抗するツールであることも含め、自由で公正な貿易及び開かれた競争的な市場を促進する上で、CPTPPが重要であることを再確認した。

21. 両首脳は、日本とニュージーランドが、繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（IPEF）サプライチェーン協定、クリーン経済協定及び公正な経済協定の野心的な実施に共にコミットしていることを再確認し、互いに関心のある分野についてIPEF協力作業計画を通じて協働することの価値を認めた。

22. 両首脳は、世界貿易機関（WTO）を中核とする自由で公正かつルールに基づく多角的貿易体制を維持及び強化すること、また、既に達成された進捗を踏まえ、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全かつ良く機能する紛争解決制度を実現することを含め、WTOの全ての機能に関する必要な改革に向けて取り組むことにコミットすることを再確認した。両首脳は、WTOにおいて、貿易と産業政策、貿易と持続可能性、貿易と包摂性といった貿易に関連する現代的な課題についての議論を深める努力を推進する。両首脳は、電子商取引に関する共同声明イニシアティブ（JSI）交渉の迅速な妥結に向けて取り組むことにコミットする。両首脳は、開発のための投資円滑化協定の法的枠組みへの組込みを支援するために協力する。

23. 両首脳は、経済的威圧、非市場的政策及び慣行並びに戦略的依存関

係及び構造的な脆弱性を作り出すその他の有害な慣行への対処を含め、経済的強靱性及び経済安全保障に関する協力を強化することで一致した。両首脳は、透明性、多様性、安全性、持続可能性及び信頼性の原則に基づき、特に戦略物資のための強靱で信頼性のあるサプライチェーンを強化するために協力することにコミットした。両首脳は、様々な会合の機会を通じて、経済安全保障に関する二国間対話を強化することで一致した。

24. 両首脳は、民主的な自由、主権、独立及び領土一体性を守る民主的なウクライナを支援するという揺るぎない決意を再確認した。両首脳は、ロシアに対し、国際的な義務を遵守し、国際的に承認されたウクライナの領土から全ての軍と装備を即時、完全、無条件に撤退させるよう求めた。この文脈で、両首脳は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争の文脈における、ロシアによる核兵器の使用の威嚇、ましてやロシアによる核兵器のいかなる使用も許されないことを再確認した。両首脳は、国際法を堅持する義務、また、国連憲章の基本的理念に反して、武力により領土を取得しようとするロシアの試みを決して正当化又は容認しないようにすることを、第三国に喚起し続けることの重要性につき一致した。両首脳は、ロシアのエリート及び重要な戦略的・経済的部門を対象とした経済・金融制裁を適用することにより、ロシアの違法かつ不当な侵略の立案者に対するコストを引き上げ続けるというコミットメントを再確認した。

25. 両首脳は、ガザの人道状況に深い懸念を表明した。両首脳は、停戦、人質の解放及び人道危機の緩和の緊急的な必要性を強調した。両首脳は、国際人道法を含む国際法に従って行動するよう、紛争当事者に改めて求めた。

26. 両首脳は、日本とニュージーランドが最近、他の141か国と共に、国連総会へのパレスチナの参加を強化する2024年5月10日の決議に賛成したことに留意した。両首脳は、この決議が、日本とニュージーランドが長年支持してきた最終的な二国家解決に向けた前向きな一歩であることを認識した。両首脳は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存することによってのみ、紛争に対する持続性のある公正な解決が達成されることで一致した。

27. 両首脳は、理事国を拡大することを含む、国連安保理の早期改革の重要性を強調し、21世紀の国際社会の現実と課題をよりよく反映するた

め、国連安保理の正統性、実効性、代表性を更に高める必要性を再確認した。そして、両首脳は拡大され、民主的で、公平で、透明性があり、説明責任を果たす国連安保理の重要性を再確認した。

28. 両首脳は、情報環境に対する脅威が増大していることを認識し、事実に基づいた強靱な情報環境を確保し、偽情報の流布を含む外国による情報操作や干渉に対処するため、戦略的コミュニケーションにおける協力の重要性で一致した。

29. 両首脳は、国際組織犯罪と闘うための協力の継続にコミットした。両首脳は、税関その他の法執行機関の間の協力と情報共有の強化により、両国がこうしたリスクに対応し、より効果的にコミュニティを被害から守ることができることを認識した。

30. 両首脳は、パリ協定への及び第1回グローバル・ストックテイクの成果を踏まえた実行へのコミットメントを再確認した。両首脳は、南極及び南大洋における平和、科学及び環境保護の支援における日本とニュージーランドの継続的な協力を歓迎し、南極条約システムが南極に対する効果的かつ持続的な国際ガバナンスの枠組みを提供することを強調した。

31. 両首脳は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石として、核兵器不拡散条約（NPT）を維持・強化することの重要性を強調した。両首脳は、NPT第6条を含む、NPTの下での全ての締約国の義務を再確認し、核軍縮を進めるために多くの作業が残されており、世界の核兵器数は減少し続けなければならないことを改めて表明した。緊迫した国際安全保障環境を踏まえ、両首脳は、核兵器が使用された場合の壊滅的で非人道的な結末を認識した上で、78年間にわたる核兵器不使用の記録を維持しなければならないことを強調した。両首脳は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の遅滞なき発効と、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）に関する交渉の早期開始を促進し、追求するとのコミットメントを再確認した。

二国間協議

32. 両首脳は、再会すること楽しみにし、地域内外の複雑な戦略環境を念頭に、あらゆるレベルでのより頻繁な協議を通じて両国間の協力と連携を強化することへの期待を共有した。

(了)